(2) 消費者教育の推進

① 学習機会の拡充

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施	施内容	課題、今後の取組事項など
	消費者力向上講座の開催 〇 市民の消費者問題についての意識を高め、その	12	○ 下表のとおり全5回の連 講座」を開催しました。	続講座「消費者力向上	○ 24年度も消費者のニーズに即したテーマで連続講座を開催します。
	自立を支援するため、市民向けの連続講座を開催 します。		開催日時・テーマ	講師	
			8月23日(火)13:30~15:00 消費者契約に関する法律 「一緒に学ぼうくらしの契約」	弁護士 赤松 純子さん	
		消費生活センター	9月13日(火)13:30~15:00 消費者被害の実態に学ぶ 「悪質商法の手口と対処法」	弁護士 赤松 純子さん	*
1			10月1日(土)13:30~15:00 あなたの生活を豊かにする 「上手なライフプランの考え方」	大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー 田中 千香子さん	-
			10月15日(土)13:30~15:00 自分で見極める 「食品の安全性と食品表示の読み方」	日本消費生活アトハイザーコンサルタント協会 西日本支部 食生活研究会代表 田畑 卿子さん	
			10月25日(火)13:30~15:00 環境問題について 「リサイクルは消費者から」	堺市消費生活協議会 会長 山口 典子さん	. ,
			※9月3日(土)に開催を予定していた『金融商 ために」(講師: 大阪府金融広報委員会金融成 台風のため中止。	品基礎知識「金融トラブルに陥らない 「報アドバイザー 市田雅良さん)』は、	
2	専門的出前講座の実施 O インターネット、建築、法律に関するものなど、専門的な内容の出前講座を、専門家や関係機関の講師を派遣して行います。	消費生活センター	○ 市内大学において、弁計関連法や諸制度についての 大学で1回開催。)	養士を講師として消費者 ♪講座を行いました。(1	○ 市内の各大学に働きかけ、学生に対する講座を実施します。

② 消費者教育の内容の充実

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	小学校家庭科及び中学校技術・家庭科(家庭分野)における消費者教育の実施 〇 学習指導要領改訂にともなって、「身近な消費生活と環境」が、小・中学校の家庭科の学習内容の改善点として示されたことに基づき、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立をめざした消費者教育を推進します。	ター (計画策 定時の表 記は「教 務担当」)	(大阪大会)において、本市は家庭分野「D身近な消費生活と環境」内容で取り組みを実施し、上野芝中学校を会場として発表を行いました。主な取り組みと成果は以下の3点です。 ・ストーリー性のある年間指導計画および指導と評価の計画を作成し実施しました。適切な消費行動をとる必要性についての理解が深まりました。・問題解決的な学習活動を設定して授業を行うことにより、消費者問題を身近なこととしてとらえ、主体的に対処しなければならないという意識が高まりまし	○ 小中学校の家庭科において、消費者教育をすすめます。○ 消費者教育は社会の変化と密接な関係があるので、指導法の研究をすすめます。
2	中学生向け啓発冊子の配布 O 中学生向けの啓発冊子を市内の中学校に配布する等、消費者教育用資料の充実を図ります。		○ 堺市内の各中学校の1年から3年の全生徒に、 若者が陥りやすいIT関連のトラブル事例を取り上げ 分かりやすく解説、指導者や保護者とともに考える 構成の消費者教育用資料を配布しました。	
3	教員に対する研修会の開催 〇 学校における消費者教育を充実させるため、教員を対象に研修会を開催します。	消費生活センター	○ 消費者教育担当教員を対象に研修会を開催しました。 (テーマ) 「インターネット・携帯電話の安全な使い方」 (参加者数) 38人	○ 24年度も引き続き消費者教育担当者 を対象に研修会を開催します。

堺市消費者啓発員に対する研修の実施 O 堺市消費者啓発員に対して研修を実施し、出前 は 講座の内容の充実等を図ります。	1 2017 7 11 11 11	ました。	○ 引き続き参考資料の送付を行うとともに、必要に応じて研修の実施を検討します。
---	-------------------	------	---

≪3 消費者被害の救済≫

- (1) 苦情の処理
- ① 相談員による助言・あっせん

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	専門相談員による助言、あっせん ○ 消費生活センターに寄せられた消費生活相談に対し、消費生活に関する専門的な知識を有する専門相談員による助言やあっせんを行い、また、必要に応じて関係機関等とも連携し、迅速かつ的確な解決を図ります。	消費生活センター	よる助言やあっせんを行い、その解決を図りました。 【消費生活相談件数】 ··· 6,234件 【処理結果内訳】	
2	特別(サラ金)相談の実施 O サラ金クレジット等消費者金融業者を利用して、返済に困っている市民(多重債務者)の相談を受け、生活再建の適切な助言を行います。	市民人権総務課	○ 毎月第1・3金曜日(祝休日除く)に堺区役所で実施しました。 平成23年度実績 38件	○ より市民ニーズに即した相談体制となるよう、これまで堺区役所のみで実施していた当該相談業務については、平成24年度から、全区役所で実施している法律相談の中で、相談を受けることができるよう変更しました。

② 相談員の専門的知識の向上

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	1	課題、今後の取組事項など	
1	専門的知識向上のための研修への参加 O 専門相談員が、消費生活相談に要する専門的知識の向上に関する研修へ参加し、相次ぐ新たな課題や関係法令の改正等に適切に対応できるようにします。		○ 専門相談員の消費生活相談は 識の向上を図るため、大阪弁護士 生活センター(7回)、大阪府(11回 が開催する各種研修会へ参加しま	会(11回)や国民)等の関係機関	○ 複雑多様化する消費生活相談に迅速・的確に対応するため、引き続き、専門相談員の専門的知識の向上を図ります。	
	相談アドバイザーの活用 O 弁護士、建築士、IT技術者等の専門家を活用し、専門的知識を要する相談への相談員の対応能力を高めます。		○ 相談員の実務能力の向上を図知識・知見を有する弁護士等を講修会を実施しました。 【主なテーマ】		○ 相談員の実務能力の向上を図り、複雑 多様化する消費生活相談に迅速・的確に 対応するため、引き続き、専門的知識・知 見を有する専門家を活用し、相談事案の 傾向等に即した研修会等を開催します。	
2			Market and the suggestion of the other	Marketine and Superior 1884 (188)	賃貸借契約に関する法律とトラブルについて	弁護士
			クレジットカードの仕組みと決済代行業者の位置付け	電子決済関係の専門家	,	
			相談事例検討	弁護士(年3回開催)		
3	相談用機材・資料の充実 O 消費生活に関する図書等や相談に使用する機器等を充実させ、消費生活相談体制の強化を図ります。		○ 消費生活相談の迅速・的確な 法律や判例、制度の解釈に関する の専門的知識や実務能力の向上 実を図りました。	書籍等、相談員	○ 法律や制度の改正、新たな手口の消費者被害の発生等、必要に応じて資料の充実を図ります。	

③ 関係機関等との連携

	施策名			
	施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	情報の共有等 ○ 消費生活センターで受けた相談や国・府等からの情報を速やかに収集し、市内警察署・各区役所等と情報を共有しながら、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。 ○ 被害拡大が想定される場合は、緊急に市内警察署・庁内関係課と連携し、対処法を検討します。 ○ 消費生活センターに寄せられた相談情報を、全国消費生活ネットワークシステムに早期に入力・確認すること等によって、消費者庁、国民生活センター等へ速やかに情報伝達します。	消費生活センター	が必要なものについて、その手口や注意すべき点を「緊急消費生活相談情報」として、各区役所、市内警察署、関係団体に情報提供し、被害の拡大防止を図りました。 (主な注意喚起情報) ・訪問買取について ・「過去の被害額を取り戻す」という連絡(2次被害)について ・社債、未公開株、がリージー・株等の不審な投資話について ・医療機関債の勧誘について ○ 詐欺が疑われる投資勧誘などの相談事案に関して、関係機関に対して当該取引に不正利用されている口座の凍結依頼を行い、被害拡大防止を図りま	○引き続き緊急に対応が必要な相談事案等については、各区役所や市内警察署等と連携して注意喚起を行う等、被害の未然防止・拡大防止を図ります。
	警察署との連携 ○ 市内警察署との連絡会議を随時開催する等、消費生活センターと警察署が相互の役割を明らかにし、連携強化を図ることにより、被害の救済や未然防		した。 ○ 消費生活センターに寄せられた相談情報については、PIO-NETへ速やかに入力し、消費者庁等へ情報伝達しました。また、身体に重大な危害が生じたような「重大消費者事故等」に該当する相談事案については、消費者安全法の規定に基づき、消費者庁に即時に通知しました。 ○「堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議」を開催し、生活経済事犯の現状に関する情報共有や、相談事例に基づく問題の提起と対策の検討を行いました。	○ 引き続き消費生活センターと市内警察署の連携強化を図り、被害の救済や未然防止・拡大防止に努めます。
2	止・拡大防止に努めます。	消費生活センター	(主なテーマ) ・悪質な事業者の口座凍結について ・詐欺的な金融投資事案について ・貴金属等の訪問買取業者について	9

 多重債務問題に関する関係機関との連携 ○ 多重債務問題に関して、「大阪府多重債務者対策協議会」等の会議を通じて関係機関との間で情報交換を行うとともに、庁内関連部局とも連携し、適切な救済を図ります。 	消費生活	●返済困難者対策に関する担当者会議(近畿財務局、大阪府、府内市町村)において、国や府内の相談状況や解決に向けた取組(制度)等について情報交換。	関係部局とも連携し、適切な相談機関につなぎ、救済に向けた取組を推進します。
---	------	---	---------------------------------------

(2) あっせん、調停

① 消費生活審議会によるあっせん・調停

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	堺市消費生活審議会によるあっせん、調停 ○ 高度な専門知識を要するなど、消費生活センターにおける専門相談員による苦情処理では解決が困難な事案について、有識者で組織された堺市消費生活審議会のあっせん、調停により解決を図りま ○ す。 あっせん、調停により得られた合意で定められた義務を事業者が履行しない場合には、消費者からの申し出に応じて、履行状況について調査し、事業 ○ 者に義務の履行を勧告します。 同種被害の防止とその救済のため、あっせん、調停の経過及び結果を公表します。	消費生活センター	○実績なし	○ 審議会のあっせん・調停に付託すべき 事案が生じた際には、速やかに手続きを行 います。

【重点施策以外の施策】

≪1 消費者の権利の尊重 ~消費生活の安全・安心の確保~≫

- (1) 危害等の防止
- ① 食の安全性の確保

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	 食品関係の監視指導 ○ 食品衛生施設に対して、食品衛生監視員が定期的に立入調査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理、各種記録の作成・保存状況等について監視指導を行います。 ○ 市内で製造、流通、販売されている食品等について、食中毒菌、食品添加物、残留農薬などの検査を行います。 ○ 食中毒等の健康被害が発生した場合、直ちに調査を開始し、発生原因の究明に努めるとともに、施設の改善指示や営業の禁止・停止等の必要な措置を講じることにより、被害の拡大防止及び再発防止を図ります。 	食品衛生課	に伴い一斉監視を実施しました。関係施設に立ち入り、新基準の周知徹底を図るとともに、基準を満たさない生食用食肉の提供がないことを確認し、違反食品の流通防止並びに食中毒の発生防止を図りました。 ○ 食品等の検査は452検体実施しました。そのうち、食品衛生法違反は1検体、衛生規範等の不適合であった食品は12検体ありました。これらの食品の、製造者及び販売者に対し、衛生的な食品の取り扱いの徹底を指導しました。	のます。 これまでの検査項目に加え、生食用食肉の検査、生食用鮮魚貝類の寄生虫検査および食品中の放射性物質検査を実施する予定です。

2	条例に基づく調査・勧告・公表等 ○ 消費生活相談情報等に基づき、市内で製造、流通、販売されている食品等について、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合、関係部局と連携し、堺市消費生活条例に基づき、事業者に対して報告徴収や立ち入り調査等必要な調査を行い、必要な場合には、当該商品の供給の中止・回収・公表等を指導・勧告するなど、危害の拡大防止及び再発防止を図ります。また、緊急の必要がある場合には、報道機関への発表やホームページへの掲載等により、消費者に対して速やかに情報提供を行います。	消費生活センター	○ 引き続き、消費生活相談情報等から食品の安全に関する情報を的確に把握し、該当事案が生じた際には、関係部局と連携して危害の拡大防止・再発防止を図ります。
	て速やかに情報提供を行います。		•

② 住まいの安全性の確保

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	○ アレルギー喘息予防教室を開催し、ダニ・カビなど	環境薬務	かったため室内のホルムアルデヒドの簡易測定は行いませんでした。 ○ 堺市内すべての保健センターで実施するアレルギー喘息予防教室において計78回講習を行い、 1,248人の受講者にダニ・カビの防除方法などの住民族生対策について改発を行いました。	ホルムアルアピトの間易測定を行い、換気の啓発を行います。 ○ 平成24年度においても引き続きアレルギー喘息予防教室においてダニ、カビなどの防除に関する講習を行い、住居衛生対策に関する啓発を行います。
2	建築確認申請の審査、検査 O 建築確認申請の審査を厳格に行い、中間検査、 完了検査の検査率の向上を図ります。又、建築確認 申請の9割以上が民間機関で処理されているため、 こうした機関で的確な確認審査、検査が行われてい るか、定期的な立ち入り等により、適宜再確認を 行っていきます。	建築指導課	WHE NOTE IN	○ 新しく建築基準関係規定に位置づけられている、バリアフリー法に基づく条例が 適確に審査・検査されているか確認する必 要があります。

	住宅・建築物耐震改修等の促進 ○ 市民が主体となって行なう耐震化の取組への支援と、耐震化への阻害要因の解消や軽減を図ることを基本に、耐震化への施策に取組み、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の無料耐震診断、その他の住宅・建築物の耐震診断への補助や耐震改修設計及び工事に対する補助を実施します。 ○ 広報「さかい」やホームページ、リーフレットの各戸配布により、耐震診断や改修に関する情報提供を行うとともに、区民まつりや自主防災組織による催しへの出展や出前講座・・を利用して耐震化の必要性について啓発します。	建築安全課	○ 無料耐震診断や各種補助金で耐震化を促進します。 木造無料耐震診断 254戸 耐震診断補助(保育所等) 13棟 耐震改修補助(住宅) 49戸 耐震改修補助(保育所等) 1棟
	建築物吹付けアスベストの調査・除去等工事支援 O 建築物に吹付けられた建材のアスベストの含有の有無の調査及び除去等工事を促進し、安心して居住・使用できる建築物を増加させるために、調査及び除去等工事に補助を実施します。	建築安全課	○ アスベスト含有調査補助5件、アスベスト除去等 工事への補助6件を実施しました。 助制度の存在のPRを強化する必要があります。
į	老朽建築物の調査、指導 O 適正に維持管理されていない老朽化した建築物は、倒壊の危険性や建材の落下・飛散など周辺の生活環境への影響や、火災の発生の恐れ、良好な景観の阻害など、多くの問題を引き起こす恐れがあることから、当該建物の所有者の調査を行い、適正に維持管理するよう指導を行ないます。	建築安全課	○ 現場で老朽に伴う危険度の調査を行った後、その建築物の所有者を特定するための調査を行っております。建築物の状況に応じて老朽化した建築物の所有者に適正な維持管理をするよう指導や勧告等を行い、指導の結果、修繕や中には解体に至った物件もあります。

③ 消費生活用品の安全性の確保

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
	家庭用品の試買検査 ○ 衣類やエアゾール製品等の様々な家庭用品に含まれる化学物質で、健康被害を起こす恐れのある有害物質について規制基準を規定している「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、一般に流通している対象家庭用品の試買検査を実施します。 ○ 基準違反が発見されれば、回収命令を含む監視指導を行い、家庭用品の安全性の確保、消費者の健康被害の発生又は拡大の未然防止に努めます。	環境薬務 課 (計画の 定は「環 境生 リ)	家庭用品を延41店舗、延314検体に対して試買検	○ 引き続き、基準違反が発見されている 家庭用品を中心に試買検査を行うことにより、家庭用品の安全性の確保、消費者の 健康被害の発生又は拡大の未然防止に 努めます。
	電気用品販売事業者への立入検査等 O 電気用品安全法に基づき、事故発生のおそれが多いとして同法で指定された電気用品について、市内販売事業者への立入検査によって技術基準適合マークの表示を確認し、基準を満たさない製品の販売を防ぐことで、事故の未然防止を図ります。	消費生活センター		○ 引き続き、販売事業者への立入検査を 実施し、技術基準を満たさない電気用品 による事故の未然防止を図ります。
;	ガス用品販売事業者への立入検査等 O ガス事業法に基づき、事故発生のおそれが多いとして同法で指定されたガス用品について、市内販売事業者への立入検査によって技術基準適合マークの表示を確認し、基準を満たさない製品の販売を防ぐことで、事故の未然防止を図ります。	消費生活センター	○ 市内でガス用品の販売を行う事業者に対し、下表のとおり立入検査を行いました。立入店舗数 検査機種数 違反機種数1 8 0	○ 引き続き、販売事業者への立入検査を 実施し、技術基準を満たさないガス用品に よる事故の未然防止を図ります。

4	消費生活用製品の危害防止に係る調査等 O 消費生活用製品安全法に基づき、特定製品に係る技術基準適合マークの表示義務や、特定保守製品に係る表示義務・説明義務等に関して、市内事業者に対する報告徴収や立入検査等を行い、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。		対し、下表のと	費生活 :おり3 5	5月製品の販売 立入検査を行い 検査機種数 37	を行う事業者に ました。 違反機種数 0	○ 引き続き、販売事業者への立入検査を 実施し、技術基準を満たさない消費生活 用製品による事故の未然防止を図ります。
5	条例に基づく調査・勧告・公表等 ○ 消費生活相談情報等に基づき、市内で製造、流通、販売されている消費生活用品について、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合、関係部局と連携し、堺市消費生活条例に基づき、事業者に対して報告徴収や立入調査等必要な調査を行い、必要な場合には、当該商品の供給の中止・回収・公表等を指導・勧告するなど、危害の拡大防止及び再発防止を図ります。また、緊急の必要がある場合には、報道機関への発表やホームページへの掲載等により、消費者に対して速やかに情報提供を行います。	消費生活センター	○実績なし				○ 引き続き、消費生活相談情報等から消費生活用品の安全に関する情報を的確に把握し、該当事案が生じた際には、関係部局と連携して危害の拡大防止・再発防止を図ります。

④ 関係機関等との連携

	施策名 施策の内容(計画記載)	担当課	23年度実施内容	課題、今後の取組事項など
1	関係機関等との連携 ○ 商品やサービスの安全に関する情報について、 国、他の自治体、国民生活センター等の関係機関と の間で情報の共有を図り、必要な場合には、当該機 関に対し、必要な措置を講ずるよう要請します。	消費生活センター	の間で情報共有を行うとともに、法律の要件に該当する場合には、消費者庁等の関係機関に直ちに通知しています。	○ 引き続き、消費生活相談情報等から消費生活用品の安全に関する情報を的確に 把握し、該当事案が生じた際には、関係部局と連携して危害の拡大防止・再発防止を 図ります。